

高知県外国人材入国前教育施設認定制度実施要綱

(目的)

第1条 この実施要綱は、人材受入に関する協力覚書等に基づき外国人材の受け入れを促進するため、高知県外国人材就労定着奨励給付金の給付対象となる外国人に対して入国前に日本語等の教育を行う施設（以下「教育施設」という。）の認定に必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この実施要綱において使用する用語の意義は、次に定めるところによる。

- (1) 「外国人材」とは、日本国籍を有しない者であつて、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。以下「入管法」という。）別表第1の2の表に定める在留資格のうち、技能実習及び特定技能の在留資格を有する者をいう。
- (2) 「外国人技能実習生」とは、前号に定める技能実習の在留資格を有する者をいう。
- (3) 「監理団体」とは、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号。以下「技能実習法」という。）第2条第10項に規定する監理団体をいう。

(認定要件)

第3条 知事は申請者のうち、下記の要件を全て満たす教育施設を「高知県認定外国人材入国前教育施設」（以下「認定教育施設」という。）として認定するものとする。

- (1) 高知県が人材受入に関する協力覚書（以下「MOU」という。）を締結した地域に所在する教育施設又は高知県が人材受入に関する協定を締結した相手方が運営する教育施設であること。
- (2) 外国人材1人当たり160時間以上の教育を実施する教育施設であること。
- (3) 教育施設の運営に当たり、現地国の法令等により行政機関等からの承認や許可が必要な場合、適切な手続きを経て運営していること。
- (4) 教育を受けた外国人が、外国人材として高知県に送り出される場合において、現地国の法令等により送出機関の利用が定められているときは、当該送出機関が現地国政府による認定を受けていること。
- (5) 教育を受けた外国人が、外国人技能実習生として高知県に送り出される場合においては、技能実習法第2条第5項に規定する団体監理型技能実習生として、県内に本店を有する監理団体が実習監理を行うこと。
- (6) 高知県での就労を目指す外国人に対して、別表第1に定める高知県に関連する知識等を習得するための教育を20時間以上実施すること。
なお、当該教育時間は第1号の教育時間に含むことができる。
- (7) 3年間高知県で就労する意思がある外国人材を送り出すこと。
- (8) 過去5年以内に、関係法令に違反する重大な事実がないこと。
- (9) 次のいずれかに該当すると認められるものでないこと。

ア 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下この号において「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下この号において同じ。）であるもの

イ 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるもの

ウ その役員等（法人にあつては業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者

をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつてはその長、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいい、個人にあつてはその使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、事業所の業務を統括する者（事業所の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。）をいう。）をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員等であるもの

エ 暴力団員等がその事業活動を支配しているもの

オ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているもの

カ 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているもの

キ いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したもの

ク 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したもの

ケ 自己又はその役員等が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したもの

コ 自己又はその役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているもの

(申請)

第4条 認定を受けようとする申請者は、別記第1号様式による「高知県外国人材入国前教育施設認定申請書」に必要な書類を添付し、知事に申請をするものとする。

(審査)

第5条 知事は、前条の規定による申請があつた時は、書類審査を行った上で、必要に応じ実地調査を実施するものとする。

(認定)

第6条 知事は、前条の規定による審査を経て、認定教育施設として認定するときは、申請者に別記第2号様式による「高知県認定外国人材入国前教育施設認定書」を交付するものとする。

2 認定の有効期間は、認定した日から令和9年3月31日までとする。

(変更の届出)

第7条 認定教育施設は、申請内容に変更が生じた場合は、速やかに別記第3号様式による「高知県外国人材入国前教育施設認定変更届出書」を知事に提出しなければならない。

(認定の取消し)

第8条 知事は、認定教育施設が第3条に定める要件を満たさないことが明らかになったとき、法令に違反したとき、又はその他認定教育施設として適当でなくなつたと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。

2 知事は、前項の規定により認定の取消しをするときは、理由を付して通知するものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この実施要綱は、令和6年5月31日から施行する。
- 2 この実施要綱は、令和12年5月31日限り、その効力を失う。

附 則

この実施要綱は、令和7年11月4日から施行する。

附 則

この実施要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

項目	内容	教育方法
生活環境、 就労環境	県内の気候、市町村の位置関係、交通手段、各種機関や商業施設等について	<p>下記の方法を参考に、高知県で就労することに向けて必要な知識を得ることができる方法を、教育機関において検討して実施すること。</p> <p>なお、講義に用いる資料やテキストが必要な場合は、教育機関が準備すること。ただし、既存の資料やテキストを用いることを妨げない。</p> <p>(参考)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内容を理解した施設職員による対面での講義 ・一般に公開、又は、関係機関から提供された高知県に関する動画を用いた講義 ・県関係者によるオンラインによる講義
産業	就業する可能性の高い業種を主とした、県内の主要産業について	
文化・歴史	県民性、特産物、歴史的文化施設、観光等について	
方言	職場で用いられることの多い言葉を中心とした土佐弁について	
その他	その他、生活・就労に当たって必要と思われる高知県に関する事項について	

別記

第1号様式（第4条関係）

高知県外国人材入国前教育施設認定申請書

令和 年 月 日

高知県知事 濱田 省司 様

申請者 住 所

商号又は名称

代表者職・氏名

高知県外国人材入国前教育施設認定制度実施要綱第4条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 教育施設の概要

施設名称	
所在地	
設立年月日	年 月 日
担当者 職・氏名	
連絡先	TEL : + Eメール :

2 送出機関の概要

機関名称	
所在地	
代表者 職・氏名	

※送出しを取り次ぐ送出機関が複数ある場合は、全ての送出機関について記載した一覧（様式自由）を添付すること

3 添付書類

- 要件等チェックリスト（別紙1）及び添付書類

※日本語以外の言語によるものである場合、写しとともに日本語訳を添付すること。

要件等チェックリスト

要件に適合するものに○を記入してください。

申請者	県確認	要件	添付書類
		(1) 高知県が MOU を締結した地域に所在する教育施設又は高知県が人材受入に関する協定を締結した相手方が運営する教育施設であること。	・行政機関による設置許可書、パンフレット、公式HPをプリントアウトしたものなどで所在地が分かるもの
		(2) 外国人材1人当たり160時間以上の教育を実施する教育施設であること。	—
		(3) 教育施設の設置に当たり、現地国の法令等により行政機関等からの承認や許可が必要な場合、適切な手続きを経て運営していること。	
		行政機関等からの承認や許可が必要な場合	行政機関等による承認や許可を証する書類
		行政機関等からの承認や許可が必要でない場合	—
		(4) 教育を受けた外国人が、外国人材として高知県に送り出される場合において、現地国の法令等により送出機関の利用が定められているときは、当該送出機関が現地国政府による認定を受けていること。	
		送出機関の利用が定められてる	送出機関が現地国政府による認定を受けていることを証する書類
		送出機関の利用が定められていない	—
		(5) 教育を受けた外国人が、外国人技能実習生として高知県に送り出される場合においては、技能実習法第2条第5項に規定する団体監理型技能実習生として、県内に本店を有する監理団体が実習監理を行うこと。	
		外国人技能実習生として高知県に送り出す	送出機関と県内監理団体の間で契約を取り交わしていることを証する書類
		外国人技能実習生として高知県に送り出さない	—
		(6) 高知県での就労を目指す外国人に対して、別表第1に定める高知県に関連する知識等を習得するための教育を20時間以上実施すること	別紙2（高知県に関連する知識等を習得するための教育実施計画書）
		(7) 3年間高知県で就労する意思がある外国人材を送り出すこと。	—
		(8) 過去5年以内に、関係法令に違反する重大な事実がないこと。	—
		(9) 高知県暴力団排除条例関係に該当しないこと。	—

高知県に関連する知識等を習得するための教育実施計画書

項目	内容	実施時間

※理解度を把握するため、教育後に試験を実施し、概ね理解していることを確認すること

第2号様式（第6条関係）

高知県指令 第 号
様

令和 年 月 日付けで申請のあった外国人材入国前教育施設の認定については、高知県外国人材入国前教育施設認定制度実施要綱第6条の規定により、下記のとおり認定します。

令和 年 月 日

高知県知事 濱田 省司

記

- 1 認定番号
第 号
- 2 認定施設名称
- 3 認定年月日
令和 年 月 日
- 4 有効期限
令和9年3月31日

第3号様式（第7条関係）

高知県外国人材入国前教育施設認定変更届出書

令和 年 月 日

高知県知事 濱田 省司 様

申請者 商号又は名称
代表者職・氏名

担当者職・氏名
担当者連絡先（TEL）

高知県外国人材入国前教育施設認定制度実施要綱第7条の規定により、次のとおり内容の変更を届け出ます。

記

1 認定番号
第 号

2 認定年月日
令和 年 月 日

3 変更内容

変 更 前	変 更 後

変更事項の確認できる資料（※）を添付すること。

※日本語以外の言語によるものである場合、写しとともに日本語訳を添付すること。